

薩摩川内市既存住宅改修環境整備補助事業 Q & A

目 次

内 容	ページ
1 補助対象となる住宅について	P 2 ～ 3
2 補助対象となる工事等について	P 4 ～ 6
3 施工業者について	P 7
4 補助対象者に関すること	P 8
5 補助金申請に関すること	P 9 ～ 1 2
6 省エネ等枠に関すること	P 1 3

1 補助対象となる住宅について

	Q 1 長屋や共同住宅は対象となりますか？ A 分譲マンションなどの共同住宅等の住宅形式のうち、個人が所有する本人名義の住戸部分も対象となります。
	Q 2 住宅の一部である車庫や物置は対象となりますか？ A 住宅と同一棟であれば、対象となりますが、別棟の場合は、対象となりません。
	Q 3 「離れ」住宅を建築する場合は、対象となりますか？ A 対象となりません。
	Q 4 事務所併用住宅で、住宅部分と事務所部分が共用である部分は対象となりますか？ A 一概に回答できませんので、事前に図面をお持ちになってご相談ください。 本市が、住宅部分になると判断できれば、対象となります。
	Q 5 借家（貸家）は対象となりますか？ A 限られた予算内で行う事業のため、対象となりません ただし、借家でも居住者が建物所有者の子や孫、兄弟である場合など、二親等以内の親族である場合や配偶者である場合は対象となります。
	Q 6 併用住宅で、住宅部分より併用部分が大きい場合は対象となりますか？ A その場合も対象となりますが、住宅部分の改修工事のみが対象となります。
	Q 7 現在、空家となっている住宅を改修する場合、対象になりますか？ A 現在、居住していない場合であっても、自己又は二親等以内の親族である場合や配偶者の所有する既存住宅であれば、改修工事後、自らが直ちに入居することを条件として対象とすることができます。ただし、特別なケースとなりますので、あらかじめご相談ください。また、居住したことを確認するために異動後の住民票の写し、実績報告書へ添付していただきます。
	Q 8 現在空き家となっている住宅に、市外から新たに薩摩川内市に引っ越す予定だが対象になりますか？ A 本市が別途設けている定住住宅取得補助金及び定住住宅リフォーム補助金の制度があります。詳しくは企画政策課にお尋ねください。
	Q 9 非木造の住宅も対象となりますか？ A 木造でも非木造でも、住宅であれば、対象となります。
	Q 10 住宅の所有者が法人名義となっている場合、対象となりますか？ A 対象となりません。 また、居住者と法人の代表者が同一の方であっても、本事業では個人所有の住宅のみを対象としているので対象となりません。
	Q 11 昨年度、補助金の交付を受けている場合は、本年度の申し込みはできないのですか？

更新

A できません。

補助金は同一住宅について1回限りですので、平成24年度から令和6年度に補助金の交付を受けている場合は、本年度の申請はできません。

また、補助金額が上限に満たなかった場合でも、次回の申請はできません。

ただし、以下については2回目の申請が可能です。

- ① 昨年度までに当補助金の交付を受けた方で、前回、下水道への接続または小型合併浄化槽への切り替えを併せて工事をされ、今回別の改修をされる方
- ② 昨年度までに当補助金の交付を受けた方で、前回、壁や屋根等の改修を行い、今回、下水道への接続または小型合併浄化槽への切り替え工事と併せて改修をされる方

2 補助対象となる工事等について

	Q 1 給湯器の設置は、対象となりますか？ A 新たに配管などの工事を伴うものであれば給湯器を含め対象となりますが、給湯器のみの取替えの場合は対象となりません。
	Q 2 ガスコンロやIH機器の設置は対象となりますか？ A 配管や電源増設工事を伴うものであればガスコンロやIH機器を含め対象となりますが、ガスコンロやIH機器のみの取替えは対象となりません。
	Q 3 太陽光発電（ソーラーパネル）の設置工事は対象となりますか？ A 国、県、市の補助制度が別にありますので、対象となりません。詳しくは、産業戦略課にお尋ねください。
	Q 4 解体工事は対象となりますか？ A 増改築に伴う解体工事であれば対象となりますが、解体のみの工事であれば対象となりません。
	Q 5 浄化槽工事は対象となりますか？ A 浄化槽工事は対象となりません。本市では、別に小型合併処理浄化槽整備の補助制度がありますので、詳しくは下水道室にお尋ねください。 なお、便所の改修を伴う場合は、浄化槽本体、建物内（床下部分に限る）から浄化槽本体までおよび浄化槽本体から放流先までの排水配管工事以外の工事部分は対象です。
	Q 6 造り付けの家具は対象となりますか？ A 工事を伴うものであれば対象となりますが、購入した家具を固定する場合は対象となりません。
	Q 7 照明器具の取替えは対象となりますか？ A 工事を伴うものであれば照明器具を含め対象となりますが、照明器具の交換のみの場合は対象となりません。
	Q 8 カーテンやじゅうたんは対象となりますか？ A 対象とはなりません。ただし、カーペット張り工事は対象となります。
	Q 9 床暖房工事は対象となりますか？ A 工事ですので、対象となります。
	Q 10 シロアリ防除は対象となりますか？ A 防除のみは工事でありませんので、対象となりません。シロアリ被害の復旧工事に伴い防除する場合は、対象となります。
	Q 11 台風等の災害復旧工事は対象となりますか？ A 住宅の部分については、対象となります。
	Q 12 住宅以外を住宅にする用途変更工事は対象となりますか？ A 今回の補助金は、市民の既存住宅に係る居住環境の維持・向上、及び安全・安心なすまいづくりの促進等を目的としているため、既存住宅以外の用途の建築物を改修する場合は、対象となりません。

	Q 1 3 ウッドデッキやテラスは対象となりますか？ A 住宅と一体のウッドデッキ等は対象となります。 ただし、既存部分の改修（塗装や補修）のみが補助の対象となり、新設する部分は対象となりません。 【補助対象となる例】 ・既存部分の改修（塗装や補修） ・全面取替え（木造をアルミ造等に変える場合も補助の対象となります。ただし、既存の6㎡のウッドデッキを10㎡に大きくした場合などは、大きくなった部分の4㎡は対象となりません。） 【補助対象とならない例】 ・ウッドデッキ等の新設 ・屋根のないウッドデッキ等に屋根を新設するもの
	Q 1 4 サンルームの設置は対象となりますか？ A 既存住宅に接続するものであれば、対象となります。
	Q 1 5 エアコンの設置は対象となりますか？ A 対象となりません。
更新	Q 1 6 なぜ外構工事は対象とならないのですか？ A 今回の補助金は、市民の既存住宅に係る居住環境の維持・向上、及び安全・安心なすまいづくりの促進等を目的としているため、この目的に直接関係のない工事は対象外となります。ただし、止水壁等の設置は対象になります。
	Q 1 7 工事中や工事完了の場合は対象となりますか？ A 補助金の交付決定前に着工した工事は、全て対象となりません。
	Q 1 8 どのような工事が補助対象となりますか？ A 本市のホームページに補助対象工事の一覧がありますので、それを参考に判断してください。不明なもの・判断がつかない場合は、遠慮なく当方に問い合わせください。
更新	Q 1 9 オール電化工事は対象となりますか？ A 対象となりますが、太陽光発電の部分に関しては、国の補助制度が別にありますので、対象となりません。
	Q 2 0 工事等に要する経費は、消費税を含みますか？ A 消費税を含みます。
	Q 2 1 店舗や事務所と併用している住宅の屋根や外壁塗装などは対象となりますか？ A 住宅部分の屋根や外壁塗装に要した工事費のみが対象となります。 例えば、併用住宅の床面積が100㎡（店舗部分40㎡+住宅部分60㎡）で塗装費が100万円の場合は、住宅部分のみが対象となりますので、床面積で按分し補助対象額は60万円となります。
	Q 2 2 浄化槽設置に係る補助金と、この事業の補助金の併用は、可能ですか？

	A 浄化槽本体、建物内（床下部分に限る）から浄化槽本体までおよび浄化槽本体から放流先までの排水配管工事の部分を除く、便器の取替及び便器周辺の壁天井の改修が、20万円以上であれば補助対象となります。 この際、当該制度の事業効果や経済波及効果等の検証をする観点から、見積書へは浄化槽工事費用等も含め、備考欄に「補助対象外」と明記してください。 また、浄化槽に関する補助金については、別途下水道室へ補助金申請を行ってください。
	Q 2 3 補助対象の内容として塗装は可とされていますが、外壁の増し張りについては、対象になりますか？ A 居住性の向上にも繋がり、外壁の補修又は補強に該当しますので、補助の対象となります。 ただし、建築基準法第22条第1項の規定が適用されている区域内では、外壁の仕様に制限に係る可能性がありますので、注意をお願いします。また、法に抵触する仕様で施工することは不可であり、補助の対象にもなりません。
追加	Q 2 4 屋根の葺き替えを下地の板から実施しようと思いますが何か手続きが必要ですか？ A 2階建ての木造住宅の屋根を葺き替える場合、改修範囲が垂木まで及ぶような改修で改修面積が総水平投影面積に占める割合で過半となる場合に建築確認申請が必要です。ただし平家建ては手続き不要です。 手続きが必要であるものについては、実績報告書に検査済証を添付していただきます。
注) 申請時、法に抵触するような内容がある場合、交付決定ができない場合があります。また、実績報告時、法に抵触する部分を確認した場合には、交付決定を取り消します。	

3 施工業者について

	Q 1 市内の施工業者には個人も含まれますか？ A 法人だけでなく、大工や個人経営の工務店も含まれますが、本事業の登録者名簿に登録されていることが必要となります。 なお、現在登録されていない方でも、今から市に申請し、審査を受け要件を満たせば随時登録されますので、詳しくは契約検査室又は建築住宅課へお尋ねください。
	Q 2 市が施工業者を紹介してくれますか？また、施工業者の条件がありますか？ A 市では、直接、施工業者を紹介することはいたしません。 ただし、本事業の施工者となり得る施工業者等の登録者名簿を作成していますので、本庁建築住宅課でご確認ください。また、本市のホームページでも公開していますので、ご覧ください。
	Q 3 自主施工は対象となりますか？ A 対象となりません。
	Q 4 下請け業者は、市外業者でも良いですか？ A 下請け業者も市内の業者をご活用してください。
	Q 5 施工業者が大工、畳屋、左官等、何社もいる場合はどうなりますか？ A 補助金の申請者が個別に契約する場合は、全ての契約業者が、市の登録者名簿に登録されている施工業者でなければなりません。また、申請者と直接契約していない下請けについても、市内の業者をご活用ください。

4 補助対象者に関すること

	Q 1 二親等以内の親族とはどのような関係までですか？ A 所有者の両親・祖父母又は子ども・孫及び兄弟までです。また、血族、姻族は問いません。
	Q 2 市税とは、どのような税金ですか？ A 市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税です。
追加	Q 3 二親等以内の者が居住している場合、二親等以内を示す書類が必要ですか？ A 必要です。戸籍謄本などがそれに当たります。

5 補助金申請に関すること

更新	Q 1 補助金の受付は申し込み順ですか？
	A 申請の額が、予算枠を超えた場合は、抽選（通常枠のみ）を行います。受付期間等の予定の概要は、市のホームページをご覧ください。
	Q 2 申請者は誰になりますか？
	A 原則として、その住宅を所有し、居住している方で、改修工事の契約者が申請者となります。ただし、その住宅を所有していなくても、住宅の所有者が申請者であるあなたの二親等以内の親族である場合や、配偶者である場合は申請できます。
	Q 3 窓口への提出は、申請者本人でなければいけないですか？
	A 申請者本人です。ただし、親族の方や施工業者が諸書類を預って提出されることは可能です。
	Q 4 補助金は何回でも申請できますか？
	A 本補助金は、同一住宅について1回限りです。そのため、工事箇所や年度及び申請者を替え、新たに申請することは出来ません。 ただし、以下については2回目の申請が可能です。 ① 昨年度までに当補助金の交付を受けた方で、前回、下水道への接続または小型合併浄化槽への切り替えを併せて工事をされた方で、今回別の改修をされる方 ② 前回、壁や屋根等の改修を行い、今回、下水道への接続または小型合併浄化槽への切り替え工事と併せて改修をされる方
	Q 5 工事内容に変更があった場合はどうなりますか？
	A 工事金額が変更になる場合や施工業者を変更する場合、工事を中止する場合など計画に変更がある場合は、事前に事業計画変更承認申請書や取止届を提出していただくなど所用の手続きがありますので、必ず窓口に連絡してください。手続きをされないまま完了しますと、補助金が交付されない場合がありますのでご注意ください。
	Q 6 工事箇所のわかる図面とはどのようなものですか？
	A 図面はリフォーム箇所の確認に使用しますので、平面図にリフォームの内容や箇所がわかるように、赤ペン等で書き込んでください。図面は、手書きでもかまいません。
	Q 7 完了検査はありますか？
	A 原則として、事前調査や完了の検査で住宅にお伺いすることはありません。 写真で判定しますので、着工前と完了後の写真を必ず提出してください。そのため、写真は工事箇所ごとに撮影してください。また、見積りに足場等が計上されている場合は、足場等の設置時の写真も添付してください。 写真が不足していた場合には、再度写真を提出していただくか住宅にお伺いし確認することとなります。また、工事写真を撮り忘れて現場を確認しても施工箇所の確認が出来ない場合は、補助金の交付を受けられなくなりますので、ご注意ください。
	Q 8 他の補助制度を受けている場合はどうなりますか？

	A 本市の木造住宅耐震改修工事補助金以外の補助金の受給対象者は、まずそちらの制度を優先して下さい。他の補助制度と工事が重複する部分は、補助対象工事から除外することで今回の補助金を受けることが出来ます。そのため、工事見積書で対象外工事となるよう内訳明細を分けてください。他の補助制度とは、次のようなものです。 ・薩摩川内市障害者日常生活用具給付等事業 ・介護保険における住宅改修費用 ・浄化槽設置補助 ・公共下水道等接続補助金 ただし、本市の以下の2事業の対象となる住宅は、申し込みできません。 ・定住促進住宅取得助成 ・定住促進リフォーム助成
	Q 9 見積書はどの程度書けばよいですか？ A できるだけ工事箇所ごとに、工事内容が分かるように記載してください。材料費、労務費、諸経費等、数量も分かる範囲で詳しく書いてください。〇〇工事一式という見積書では、受け付けられませんので、ご注意ください。
	Q 10 外構工事や他の補助事業など補助対象工事を含む工事を同時に行う場合は、見積書を分ける必要がありますか？ A 見積書を分ける必要はありません。各項目の備考欄に対象外と記入していただければ結構です。また、諸経費についても按分してください。
更新	Q 11 実績報告書と請求書は、いつまでに提出すればよいですか？ A 実績報告書は、令和8年3月16日（月）までに提出してください。 請求書は、実績報告書の審査後、補助金確定通知と請求書様式を送付しますので、速やかに提出してください。 年度末に実績報告書の提出が集中しないよう施工業者は、工程管理をお願いします。なお、期限を過ぎた場合、交付決定を取り消されますので、ご了承ください。
	Q 12 改修工事を施工業者2社に依頼する場合、補助対象工事費は施工業者2社の各々の見積書を合算した金額で良いですか？ A 見積書を1つにまとめる必要はありません。改修工事を2社以上の施工業者に依頼する場合の補助対象工事費は、各見積書を合算した金額でかまいません。 また、補助金は直接施工業者へ交付しますので、補助金額以上の工事費である施工業者を選択し、委任状を作成してください。
	Q 13 工事代金の支払いは、どの時点で行うのですか？ A 工事代金は、工事完了後速やかに施工業者へお支払いください。 また、補助金は、交付確定後、直接施工業者へ交付します。施工業者へは、補助金の額を差し引いた額を実績報告前にお支払いください。
	Q 14 申請書に添付する書類に「固定資産評価証明書」とありますが、どちらで交付を受けられますか？

	A 本庁税務課もしくは各支所地域振興課で交付可能ですが、4月1日付けで税務課より送付されている、「固定資産（土地・家屋）課税明細書」の写しを添付していただいても結構です。 コピーされる際は、用紙サイズに注意してください。必要な部分が印字されていない場合があります。また、申請書の下段に自署していただくことにより、「固定資産評価証明書」「固定資産（土地・家屋）課税明細書」の写しの添付は不要となります。
	Q 1 5 申請書に添付する書類について、市内に居住していますが住民票は、必要ですか？ A 申請される住居に住民登録がある場合、申請書の下段に、自署していただくことにより、住民票の添付は不要となります。
	Q 1 6 申請書に添付する書類に「市税の滞納がない証明書」とありますが、どちらで交付を受けられますか？ A 本庁税務課もしくは各支所地域振興課にて交付を受けられます。また、交付手数料は、補助金申請書の写しを窓口に提出されれば無料となります。 また、申請書の下段に自署していただくことにより「市税の滞納がない証明書」の添付は不要となります。
	Q 1 7 抽選について、抽選時、抽選結果の公表時には、申請者の名前まで公表されるのですか？ A 抽選会場における申請者への呼びかけ、抽選結果の貼り出し又はホームページへの掲載等は、個人情報等の都合もありますので、全てにおいて申請書を受付した時点で決定した番号で行います。 よって、受付時に番号を記した文書をお渡ししますので、必ず抽選日やホームページの結果掲載まで、大切に保管しておいてください。 抽選については、一般公開で行います。抽選会場でのくじ引きは職員が実施し、結果については、ホームページへの掲載を行います。
	Q 1 8 申請者への領収書の発行について、全体額の領収書を発行して欲しいと依頼があった場合、拒否してよろしいか？ A 申請者より全体の工事費の支払いを受けていない以上、申請者宛の領収書としては不適當と考えます。 本来、支払いを受けた相手方に対して領収書を発行するものであるため、申請者へは、補助金を差し引いた額の領収書である必要があります。ただし、施工業者が市からの補助金の入金後に申請者に対し、補助金分の領収書を発行するのは可能です。
	Q 1 9 リフォームローン等を利用して事業を実施する場合の取り扱いは、どうなりますか？

	A リフォームローン等を利用して改修を実施される場合も、補助対象となります。 見積書や領収書の取り扱いについて、ローン会社からの要求により異なると思いますが、以下のケースが考えられます。 ケース1 この制度用の見積書の写しとローン会社へ見積書が同じものであり、見積書の記載内容として、補助金とローン対象部分を明記する。 ケース2 ローン会社へは、ローンを組む費用のみの見積書を、この制度用としては、ローン会社へ提出する見積書の写しと全体工事分からローン分を差し引いた見積書の写しの2通を合算して、全体の工事費とする。 領収書は、ローンでされる場合も必要です。補助金を差し引いた額の領収書の写しを実績報告書に添付してください。その際、ただし書きに「ローン利用」等の明記が必要です。
	Q 2 0 改修工事の契約書との関係は、どうなりますか？ A 申請者との工事契約については、全体の工事費で契約しなければならないと考えます。その場合、契約額全額が申請者より支払われる訳ではありませんので、契約の約款にて明記しておく必要があると思われます。 また、会社の会計上は、申請者からの一部入金として扱っていただき、実績報告後の補助金の入金で完結といった処理をしていただければと思います。その際、申請者への領収書には、部分入金である旨が記載されていても特に支障はありません。
	Q 2 1 実績報告から振り込まれるまでの期間は、どれぐらいですか？ A 実績報告書、その他添付書類等に不備がなければ、実績報告の日から1週間程度で補助金確定通知を送付します。それに請求書様式を同封しておりますので、請求書に必要事項を記載して提出してください。その請求書の提出日より2週間程度で振り込みとなります。 よって、送付や請求書の作成等の日を含めると、実績報告書提出日から約1月後になります。（添付書類等に不備がない場合） ただし、市会計課では、振り込み日を毎月定めており、その振り込み日によっては多少前後する場合がありますのでご了承ください。
	Q 2 2 改修の業種が2つ（建築工事と設備工事）あって、片方の施工費で補助金の上限となってしまう場合、申請はその片方のみでよいですか？ A 補助金の上限となってしまう場合は、片方の申請でも可能ですが、当該制度の事業効果や経済波及効果等の検証を行う必要があることから、写真管理等若干手間がかかりますが、全体工事費での申請としていただきたい。

6 省エネ等枠に関すること

追加	Q 1 通常枠と省エネ等枠の違いは何ですか？ A 通常枠とは、これまでと同様です。省エネ等枠は、省エネルギー性能向上工事、生活環境向上工事、耐震性能向上工事、防災対策工事およびバリアフリー工事に要する費用が過半である場合をいいます。
追加	Q 2 省エネ等枠として申請する場合、見積書以外に必要な書類がありますか？ A 工事内容にもよりますが、性能がより向上する場合の改修については性能が確認できるカタログ等の添付が必要です。